4 輸国第5591号

関税割当公表第79号

令和5年度のバター及びバターオイルの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号。 以下「省令」という。)第6条の規定に基づき、ミルクから得たバターその他の 油脂(以下「バター及びバターオイル」という。)の関税割当てに関する事項を 下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適 用します。

令和5年3月10日

農林水産省

記

- 第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限
  - 1 割当対象物品 バター及びバターオイル (関税暫定措置法 (昭和35年法 律第36号) 別表第1第0405.10号及び第0405.90号に規定するもの)
  - 2 用途
    - (1) 沖縄還元乳製造原料用
    - (2) 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用
    - (3) 国際線航空機用
    - (4) 外国見本市用
  - 3 割当数量 別途公表
  - 4 通関期限 令和6年3月31日
- 第2 関税割当申請書受付の担当課(以下「受付担当課」という。)

農林水産省畜産局牛乳乳製品課

ただし、第5の1に係る申請書の受付については、内閣府沖縄総合事務局農 林水産部生産振興課が行う。

### 第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水產省輸出 · 国際局国際経済課

ただし、第5の1に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農 林水産部生産振興課が行う。

## 第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間(直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。) 次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(6)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、関税割当申請書を提出することができる。

- (1) 令和5年4月3日(月)から同年4月11日(火)まで
- (2) 令和5年6月1日(木)から同年6月5日(月)まで
- (3) 令和5年8月1日(火)から同年8月3日(木)まで
- (4) 令和5年10月2日(月)から同年10月4日(水)まで
- (5) 令和5年12月1日(金)から同年12月5日(火)まで
- (6) 令和6年2月1日(木)から同年2月5日(月)まで
- 2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2 時から午後4時までとする。

電子メールによる提出の場合は、各提出期間の最終日については、午後3時までとする。

## 第5 関税割当申請者の資格

1 沖縄還元乳製造原料用

沖縄県の区域内にある製造工場において、令和4年度における還元乳の 製造実績を有する者であって、当該区域内の消費に向ける還元乳を製造す る者

## 2 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

沖縄県の区域に住所を有する乳児(母子保健法(昭和40年法律第141号) 第6条第2項に規定する乳児をいう。)その他農林水産大臣が指定する者 (畜産経営の安定に関する法律施行令第11条の規定に基づく農林水産大臣 が指定する者(平成13年3月26日農林水産省告示第453号)に規定する者をい う。)の飲用に供するため当該区域内で消費者が購入する調製粉乳(以下の 表示を付したものに限る。)を製造する者



### 3 国際線航空機用

国際空港内における国際線航空機飲食料品加工補給業者として空港管理 規則(昭和27年運輸省令第44号)第12条の規定に基づく国土交通省地方航空 局長の構内営業の承認を受けている者であって、令和5年度において、国際 線航空機にバター及びバターオイルを供給する者

### 4 外国見本市用

国際的な規模で開催される見本市(博覧会、共進会その他これに類するものを含む。)において、バター及びバターオイルを展示販売(展示販売とは、見本市開催場所に見本市である旨の表示を行い、対面により商品説明(以下「対面説明」という。)を実施の上、商品を販売することをいう。)することが確実な者であり、在日本国大使館から見本市の出品者で

ある旨の確認を受けた者であって、かつ、農林水産省畜産局長(以下「畜 産局長」という。)が適当と認める者

## 第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる提出 農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う(以下「電子申請」という。)。
- 2 書面による提出
  - (1) 直接持ち込む場合 第2の受付担当課へ持参する。
  - (2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。 なお、第4の1の各提出期間内に受付担当課必着とする。

(宛先)

## 【第5の1に該当する者】

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 畜産振興室宛

【第5の2、3及び4に掲げる者】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出(申請者名)」とし、本文に「連絡先」 及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

## 【第5の1に該当する者】

okinawa\_chikusan. v4f@ogb. cao. go. jp

【第5の2、3及び4に掲げる者】

kanzeiwariate\_dairy\_maff@maff.go.jp

- 第7 関税割当申請書に添付すべき書類
  - 1 沖縄還元乳製造原料用
    - (1) 関税割当申請書(省令別記様式第1) ただし、電子申請による提出の場合は不要。
    - (2) 輸入・使用等の実績・計画一覧表(別記様式2)
    - (3) 割当物品を利用した製品に関する工場工程見取図 ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において内 容に変更のない場合は添付を必要としない。
    - (4) 一般関税割当て(乳製品)に関する誓約書(別記様式1-2) ただし、電子申請による提出の場合は不要。
    - (5) 法人にあっては、定款(目的を確認できる頁の抜粋で可)の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し(電子申請による提出の場合は不要)、個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。)

ただし、令和4年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であって、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数(2以上)の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、第2の受付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

- 2 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用
  - (1) 関税割当申請書(省令別記様式第1) ただし、電子申請による提出の場合は不要。
  - (2) 輸入・使用等の実績・計画一覧表(別記様式2)

- (3) 割当物品を利用した製品に関する工場工程見取図 ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において内 容に変更のない場合は添付を必要としない。
- (4) 一般関税割当て(乳製品)に関する誓約書(別記様式1-2) ただし、電子申請による提出の場合は不要。
- (5) 法人にあっては、定款(目的を確認できる頁の抜粋で可)の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し(電子申請による提出の場合は不要)、個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。)

ただし、令和4年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であって、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数(2以上)の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、第2の受付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

### 3 国際線航空機用

- (1) 関税割当申請書(省令別記様式第1) ただし、電子申請による提出の場合は不要。
- (2) 輸入及び使用実績及び計画等一覧表(別記様式3)
- (3) 次の書類及び資料
  - ア 国際空港内における国際線航空機飲食料品加工補給業者として空港 管理規則第12条の規定に基づく国土交通省地方航空局長の構内営業の 承認を受けていることを証する書類
  - イ 当該国際空港内に加工工場を有し、かつ、その周辺に使用できる倉庫 を所有していることを証する書類

ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において 内容に変更のない場合は添付を必要としない。

ウ 事業の概要(申請者が他の事業を兼営している場合はその事業の概要を含む)

ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において 内容に変更のない場合は添付を必要としない。

- (4) 一般関税割当て(乳製品)に関する誓約書(別記様式1-2) ただし、電子申請による提出の場合は不要。
- (5) 法人にあっては、定款(目的を確認できる頁の抜粋で可)の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し(電子申請による提出の場合は不要)、個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。)

ただし、令和4年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であって、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数(2以上)の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、第2の受付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

#### 4 外国見本市用

- (1) 関税割当申請書(省令別記様式第1) ただし、電子申請による提出の場合は不要。
- (2) 令和4年度に開催した見本市の概要(別記様式4)
- (3) 令和5年度に開催する見本市の計画書(別記様式5)
- (4) 次の書類及び資料

ア 在日本国大使館から見本市の出品者である旨の確認を受けたことを

## 証する書類

- イ 当該見本市の見取図(複数の開催場所がある場合は、見取図に代えて 開催場所一覧(開催場所名、住所等を一覧にしたもの))
- (5) 一般関税割当て(乳製品)に関する誓約書(別記様式1-2) ただし、電子申請による提出の場合は不要。
- (6) 法人にあっては、定款(目的を確認できる頁の抜粋で可)の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し(電子申請による提出の場合は不要)、個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。)

ただし、令和4年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であって、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数(2以上)の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、第2の受付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

第8 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回 目以降の申請を行う場合に提出する書類(電子申請による提出の場合は不 要)

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目 以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第7に定め る書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書 類(別記様式1-3)を提出するものとする。

ただし、第7に定める書類(1、2及び3の(4)並びに4の(5)を除く。)の うち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについ ては、その提出を必要としない。

## 第9 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載された令和4年度の製造実績数量、使用実績数量及び在庫数量、令和5年度の使用計画数量等を勘案して定めるものとする。

### 第10 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産 省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止する ものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表の定めに違反したとき。
- 3 申請者が虚偽の申請又は報告(省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類又は報告書に係るものその他の関税割当てに関するものに限る。)をしたとき。
- 第11 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)との間の手続き
  - 1 関税割当証明書の発給を受けてバター及びバターオイルを輸入しようと する者は、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第18条 2 項の規定に基づき、機構との間で、所定の手続きを行わなければならない。
  - 2 前項の機構との手続きの際、本関税割当公表に基づき農林水産省に提出 した資料(関税割当申請書を除く。)の写しを機構に提出しなければならな い。

#### 第12 報告

- 1 本関税割当てを受けた者は、令和6年4月12日(金)までに、割当てを受けた物品の輸入・使用状況報告書(別記様式8)を農林水産省畜産局長(以下「畜産局長」という。)に1部提出する。
- 2 1の書類は、電子媒体により提出することができる。

宛先: kanzeiwariate\_dairy\_maff@maff.go.jp

3 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令又は本公表に違反した場

合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

# 第13 外国見本市用(第5の4の割当て)に関する留意事項

- 1 見本市の開催における留意事項
  - (1) 見本市の規模、期間等の計画変更があった場合には、速やかに畜産局長に報告しなければならない。
  - (2) すべての外国見本市開催場所において、見本市用バター及びバターオイルの対面説明実施状況に関する記録(別記様式6)を備え、対面説明者の氏名、各担当日時等を記帳しなければならない。

提出された帳簿により対面説明の事実が確認できないときは、次回の 割当てを行わない場合がある。

2 見本市開催後の報告

個別の見本市終了後、1ヵ月以内に以下の書類を畜産局長に1部提出するものとする。

- (1) 割当を受けた物品の個別見本市開催の概要報告(別記様式7)
- (2) 輸入申告書(税関の輸入許可通知書を含む。)の写し
- (3) 見本市用バター及びバターオイルの対面説明実施状況に関する記録 (別記様式6)
- (4) 見本市開催期間中における販売数量が輸入数量を下回った場合には、 その下回った数量及び重量並びに取扱いについて畜産局長に遅滞なく 報告するものとする。
- 3 第5の4に定めた展示販売の方法によらず販売しようとする時には、当 該販売分について、第11の機構との手続きにおいて締結した契約に基づき、 機構への売渡しを行うものとする。

## 第14 その他

1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出 部数、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間 延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出 部数はそれぞれ1通とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長及びその他事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続きについては、書面又はメールによる提出において、関税割当申請書等の記載要領について(平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下「記載要領」という。)によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者 の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。 なお、有効期間の延長の申請を行う場合は、受付担当課への事前の相談を 必要とする。
- 4 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部若 しくは一部がなくなったとき、割当数量を全て消化したとき又は関税割当証 明書の有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなけれ ばならない。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な方法によるものと する。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当残存数量の全部を返納する場合は「関税割当数量の返納について」(別記様式 1-4)を、関税割当 残存数量の一部を返納し、一部の再交付を希望する場合は、書面又は電子メールによる提出において、関税割当申請書及び再交付申請理由書(記載要領様式第1)を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) の申告添付登録 (MSX) を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使 用又は販売しないことを誓約することとされている割当対象物品について、 やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用し、これら の用途以外の用途に使用するため譲渡し、又は割当てを受けた用途と同一 の用途に使用する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡(申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。)しようとするときは、 受付担当課へ事前に相談するものとする。

- 6 農林水産省は、申請者に対し、関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 7 畜産局長は、必要と認めた場合は、食品衛生法(昭和22年法律第233号) に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析 表の提出を求めることがある。
- 8 内閣府沖縄総合事務局長は、第5の1に係る申請者ごとの申請数量等に ついての意見を畜産局長に提出することができる。
- 9 畜産局長は、第5の2の割当てに関し、必要と認めた場合は、沖縄県知事 の意見を聴取することがある。

#### 第15 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名(名称)及び 住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付 書類に含まれる個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容 の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。た だし、1に掲げる公表のための内容を除く。

# <注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t\_kanwari/format/index.html)